【28】西洋旅案内

刊2冊

〔書名よみ〕せいようたびあんない　〔著編者〕福澤諭吉著
〔写刊年次〕慶應三年丁卯初冬（一八六七）

〔所蔵者整理書名〕西洋旅案内
〔外題〕西洋旅案内
〔内題〕西洋旅案内　附録万国商法
〔その他題〕〔版心〕西洋旅案内

〔残欠状況〕完本　〔保存状況〕やや不良（糸のほつれあり。）　〔装訂〕袋綴・四つ目。草色角裂あり。　〔紙数〕①四一丁　②三八丁
〔本文用字〕漢字、ひらがな、カタカナ　〔一面行数〕一〇行　〔匡郭〕四周・子持双辺、縦一五・六×横一一・〇糎　〔界線〕ナシ　〔表紙〕砥粉色・無地　〔法量〕縦二二・二糎×横一五・五糎　〔料紙〕楮紙
〔書入〕アリ　〔蔵書印〕①②「松斎」、「春光□人」（朱印）
〔備考〕ナシ

〔見返し〕福澤諭吉著
西洋旅案内
附録万国商法
慶應三年
丁卯初冬　尚古堂発兌

〔解題〕
本書の目録は以下の通り。

巻之上

世界の図
総論
船賃払方の事
為替金の事
通用金相場の事
船中の模様
経緯度の事
世界中時候の事
印度海飛脚船の立寄る場所
上海　香港　サイゴン
シンガポウル　ビナン　セイロン
アデン　スエス　アレキサンデリヤ
メシナ　マルセイル　パリス
マルタ　ジブラルタル　サウスサンプトン
ロンドン
巻之下
太平海飛脚船の立寄る場所
リンドヰチ　サンフランシスコ　アカポルコ
パナマ　アスピンウヲンル　ニウヨルク
附録
商法
コンシュル勤方の事
両替屋の事
商売船雇入の事
積荷請取状の事
商売船質入の事
荷物送状の事

売捌勘定書の事
災難請合の事
生涯請合
火災請合
海上請合

本書のうち、「印度海飛脚船の立寄る場所」（上巻四一丁裏）には次のように書かれている。

右の外西洋諸国の風俗模様を事明細に説んには其事柄多くしてこの小冊子に尽すべきにあらざればこれを略し下の巻にて又太平海の飛脚船にて西洋へ行く途中の模様をあらまし記すべし但し西洋諸国の政事向年貢の取立方其外文学兵制等のことは去年余が著したる西洋事情といへる書に其大略を記せり就て見るべし

「旅案内」と題されてはいるが、現在でいうガイドブック、あるいは名所案内といった趣は本書にはない。日本の外部の世界がどのように交易を展開しているか、海運がいかに成り立っているかといった、通商に関する基礎的な事情が簡潔に記されている。また、各国の実態や情勢については『西洋事情』を参照するよう促している点から見ても、本書に福澤諭吉の啓蒙書としての側面があることも見逃してはならない。

実際に「旅」をする段になってから必要なこと、例えば渡航の具体的な手続きや英会話といったことについて福澤は、『西洋旅案内』の続編として「外篇」を刊行している。それについては岩森光姫・斉藤奈菜子「円覚寺所蔵の古典籍からみる昔人の学び」（『深浦円覚寺所蔵古典籍調査報告書』第一集）を参照されたい。

『西洋旅案内』の啓蒙書としての側面を挙げるとすれば、下巻の末尾に登場する「災難請合の事（イシュアラアンス）」がある。「イシュアラアンス」とはinsuranceすなわち保険である。近代的な保険の仕組みを日本に伝える、最初期の文献として本書を読むことも可能なのである。「災難請合の事」にはそれが「三通りある」とされている。

第一に、「人の生涯を請合ふ事」。これは「素人同士組合と結て若し組合の内に病気其外災難に逢ふ者あれは組合一統して金を出し合せてこれを救ひ又死後に其妻子を扶助することあり」という。すなわち、生命保険のことである。第二に、「家宅諸道具商売品田畑山林等を請合ひ火事又は雷の落ることあるときは其損亡を償ふ商人の組合ありこれを火災請合といふ」。これは損害保険のことだと理解してよいだろう。第三に「渡海中船の災難を請合ひ万一其船難船するか又は賊船に掠取るゝ等のことあるときは船並に荷物の代金を償ふ仕法ありこれを海上請合といふ」。これは海上保険のことである。

日本における初の保険会社は、『西洋旅案内』の刊行から一二年後の明治一二年（一八七九）に創業された東京海上保険会社であり、同社は創業時の頭取に蜂須賀茂韶、取締役に華族や三菱関係者を配し、支配人に益田克徳、相談役として渋沢栄一と岩崎弥太郎を置いた。このうち、益田は慶應義塾を卒業している。また、明治一四年（一八八一）には慶應義塾出身の阿部泰蔵らが明治生命保険会社を創業した。泰蔵の四男は小説『大阪』、『山の手の子』やエッセイ『貝殻追放』で知られる作家の水上瀧太郎である。水上は慶應義塾を卒業後、明治生命に就職し、最終的には同社の専務取締役を務めるに至った。その間、雑誌『三田文学』を経済的、精神的に支え、創作と実業を両立させた稀有な人物であった。

深浦円覚寺所蔵の慶應義塾の出版物には、ほぼ全てに「松斎」の捺印が認められる。また、海浦義観による書き入れも多く見られる。これらの書物からは、円覚寺第二五世海浦尊海（松斎）と第二六世義観が、近代に入り、日本の知の枠組みが大きく変わる時代にあって、洋の東西を問わず新たな知と積極的に向き合っていたことを推して知ることができる。

〔参考〕

・海浦由羽子『験乗末資海浦義観』（深浦町教育委員会、二〇〇三年三月）

・稲葉浩幸「わが国生命保険業の黎明期と小説」（『生駒経済論叢』第四巻第二号、二〇〇六年一二月）

・渡辺麻里子監修・編集『深浦円覚寺所蔵古典籍調査報告書』第一集（弘前大学人文社会科学部・弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター　深浦円覚寺古典籍保存調査プロジェクト、二〇一九年三月）

（尾崎　名津子）

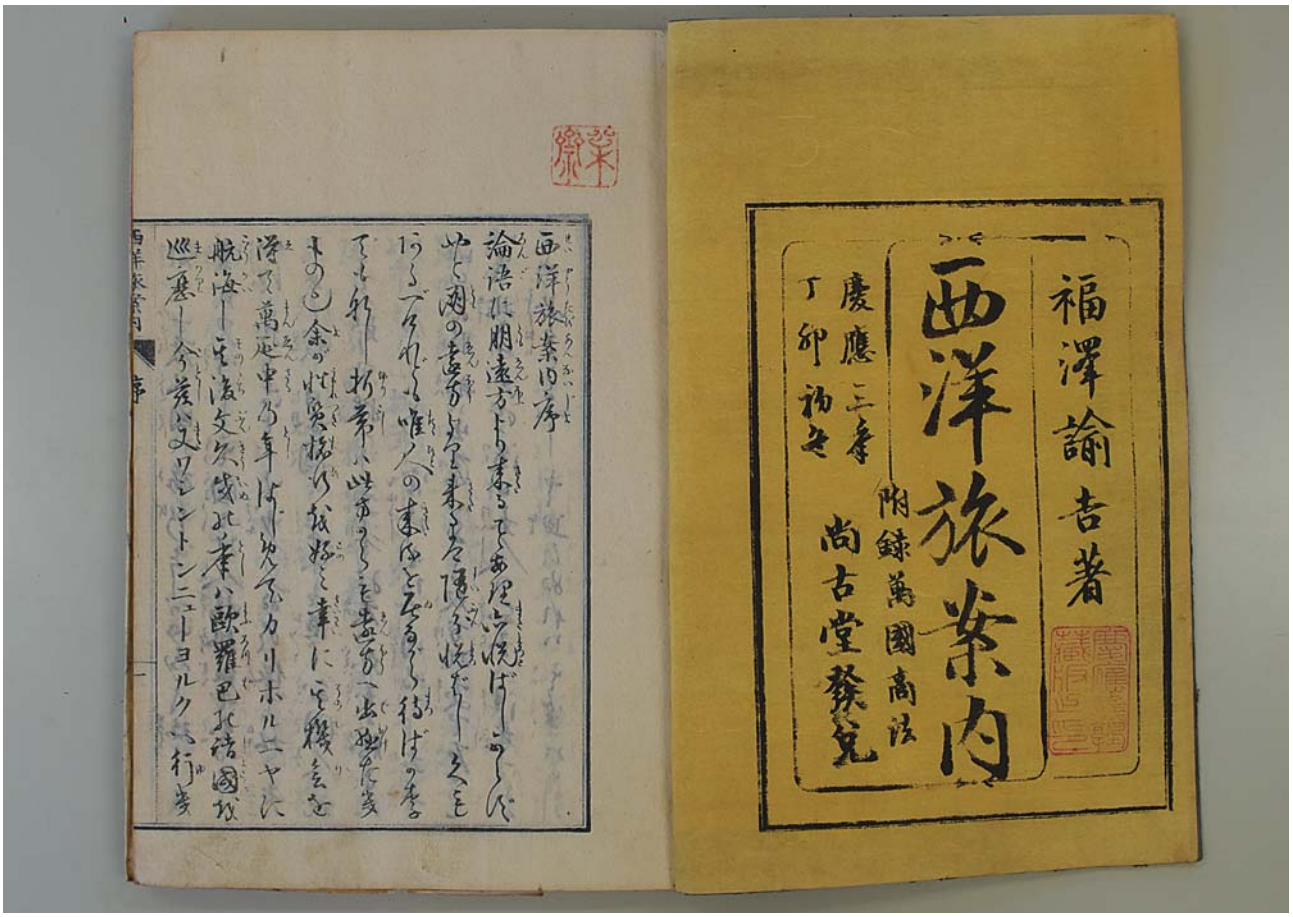

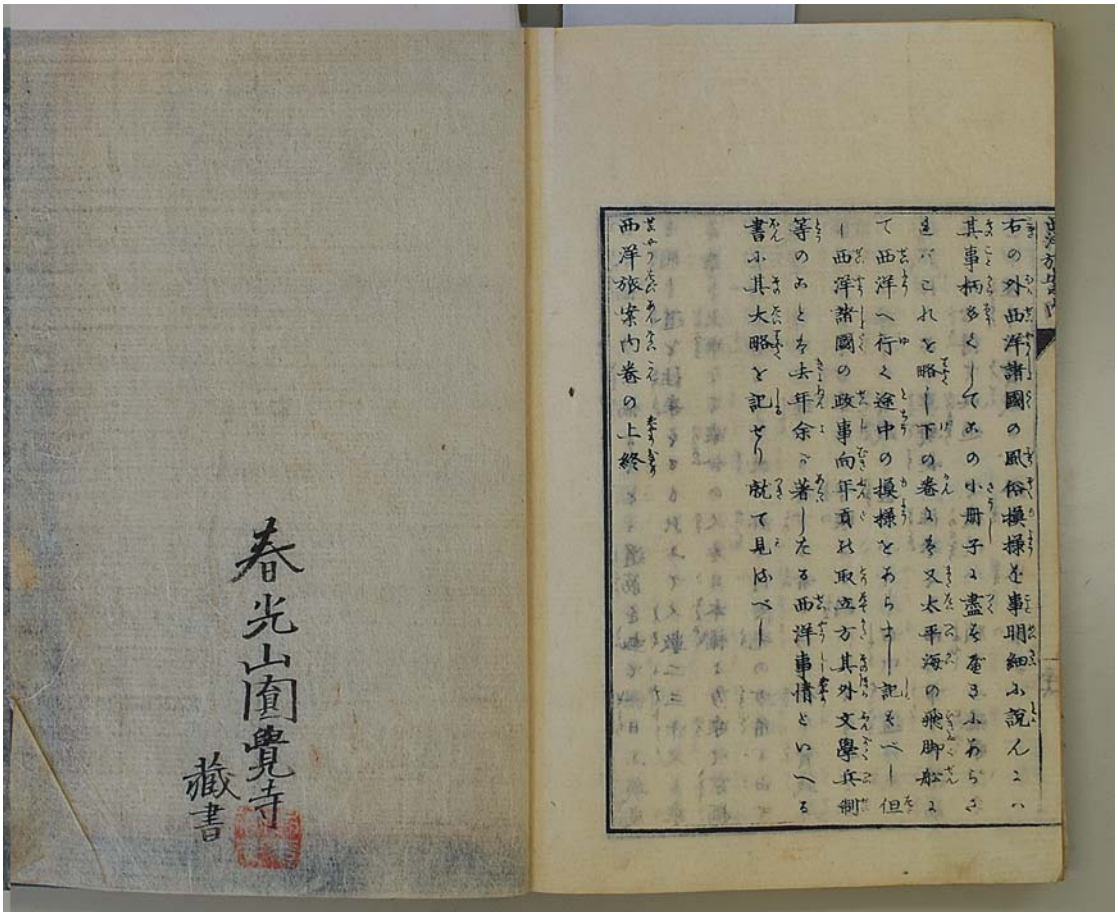

右の外西洋諸國の風俗模樣並事明細ふ說んとハ其事柄多くして此の小冊子ニ盡ス能ハらさ是ハこれを略して下の卷ニ譯又太平海の飛脚船ニて西洋へ行く途中の模樣をあらすじ記すべし但し西洋諸國の政事向年貢ハ取立方其外文學兵制等のあとを去年余ハ著したる西洋事情といへる書ふ其大略を記せり就て見はべし

西洋旅案内卷の上終

春光山圓覺寺藏書

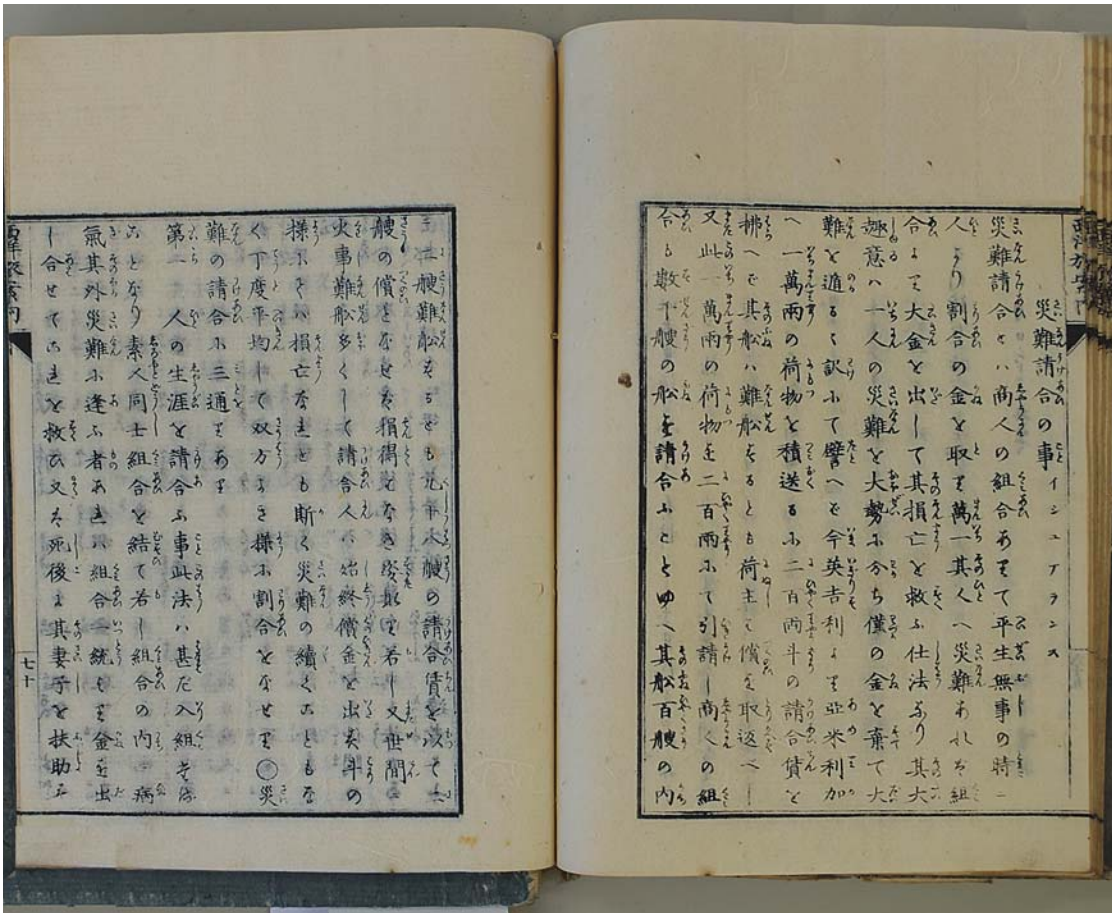

災難請合の事

災難請合ハ商人の組合あるて平生無事の時ニ人ごとに割合の金を取て萬一其人ハ災難あれハ組合よりて大金を出して其損亡を救ふ仕法なり其大趣意ハ一人の災難を大勢ふかち僅の金を棄て大難を遁るゝ訳ふて譬へハ今英吉利より亞米利加へ一萬兩の荷物を積送るふ二百兩斗の請合賃を拂へて其船ハ難船をするとも荷主ハ償を取返べし又此一萬兩の荷物を二百兩ふて引請し商人の組合も數千艘の船を請合ふことゆへ其船百艘の内一艘難船をすとも九十九艘の請合賃を以て其艘の償をなせ者猶得ハなき災難ハ若し又世間火事難船多くして請合人ハ始終償金を出ス斗の樣ふてハ損亡なきとも斯く災難の續くときハ遂ハ下度平均して双方ともに樣ふ割合をなせ者

難の請合ふ三通ハあり

第一　人の生涯を請合ふ事此法ハ甚だ入組者なり

となり素人同士組合を結て若し組合の内ニ病氣其外災難ふ逢ふ者あるハ組合一統もて金を出し合せてこれを救ひ又ハ死後ハ其妻子を扶助ス

請合の金高五十ポンド付　運上二シル半
同五十ポンドより百ポンド　同五シル　リンク
同百ポンドより五百ポンド　同一ポンド
同五百ポンドより千ポンド　同二ポンド
同千ポンドより二千ポンド　同三ポンド
同三千ポンドより五千ポンド　同四ポンド
同五千ポンドより以上　同五ポンド

第二　家宅諸道具商賣品田畑山林等を請合ひ火事又ハ雷の落ることあるとき其損亡を償ふ商人の組合あるこれを火災請合といふ其請合賃と

家作の良否場所柄の損掠等ハ由て甚だ相違あるのへハ、ハ記―難―

第三　渡海中船の災難を請合ひ萬一其船難船するの又ハ賊船ハ掠取るゝ等のハとあるとき其船并ニ荷物の代金を償ふ仕法あるハ是海上請合といふ西洋諸國ニ海上の請合を渡世ニする商人の組合多々あれども其最も盛なるハ英吉利のロイドなる同國の都ロンドンのロイドの仲間として商人の組合あるて諸國の船を請合ひ其仕組甚だ洪大なる凡全世界中の港ハ此組合の出店あら

一同、新ハ請合の賃銀一分五厘以上なるを同日
ハ運上五ポンドリンク
毎ニ請合ハ二箇月を限る為ニ月数を過
ぎ新ハ約定の證文を認むべし―證文ハ認替ま
た新ハ運上と取るべきなり

自部以此印

西洋依案内大尾

為蔵版之證

明治六年第二月新調全部三冊

春光山圓覺寺藏書